

さいたま市水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第25条の3の2第3項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第40号）第11条第2号の規定により告示する。

令和8年3月10日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指定番号及び名称	第1294号 株式会社Sunny-F
住所	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目440番地1モダンカーサ101
代表者名	永田 竜太
従前の指定の有効期間満了日	令和8年2月25日
指定の有効期間（更新）	令和8年2月26日から令和13年2月25日まで